

(別紙)

平成26年6月23日付課法6-8ほか3課共同「法人税申告書別表一(一)等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。

改 正 後 改 正 前

(1 別表一(一))

(1 別表一(一))

(追 加)

OCR入力用 法 F B O 6 0 3

御注意 1 別紙の「別表一(一)」の「改正後」欄に掲げる項目は、平成26年6月23日付課法6-8ほか3課共同「法人税申告書別表一(一)等の記載項目の追加等について」(法令解釈通達)により、平成26年6月23日から改正されています。2 「改正前」欄に掲げる項目は、平成26年6月23日以前に提出された申告書の提出期限は、平成26年6月23日以前に提出された申告書の提出期限です。3 「改正後」欄に掲げる項目は、平成26年6月23日以後開始事業年度等分の申告書に提出する必要があります。4 「改正前」欄に掲げる項目は、平成26年6月23日以前に提出された申告書の提出期限は、平成26年6月23日以前に提出された申告書の提出期限です。5 「改正後」欄に掲げる項目は、平成26年6月23日以後開始事業年度等分の申告書に提出する必要があります。

納税地	電話	事業種目	青色申告	一連番号
(フリガナ)		同非区分	整理番号	
法人名		同非区分	事業年度(至)	
法人番号		同非区分	売上金額	
(フリガナ)		同非区分	申告年月日	
代表者		同非区分	通達日印	
自署押印		同非区分	確認印	
代表者		同非区分	序指定	
住所		同非区分	局指定	
		同非区分	指導等	
		同非区分	区分	
		同非区分	申告区分	
		同非区分	法人税	
		同非区分	中調	
		同非区分	期賦決	
		同非区分	修正	
		同非区分	地方	
		同非区分	法人税	
		同非区分	中調	
		同非区分	期賦決	
		同非区分	修正	

事業年度分の法人税申告書
課税事業年度分の地方法人税申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①)	1		控除 所得税の額 (別表六(一)「13」)	16	
法人税額 (54)又は(55)	2		外国税額 (別表六(二)「16」)	17	
法人税額の特別控除額	3		計 (16)+(17)	18	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (12)	19	
繰前納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5		控除されなかった金額 (18)-(19)	20	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「54」)	6	000	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	21	0
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	7		同上 (別表三(二)「28」)	22	0
課税留保金額 (別表三(一)「37」)	8	000	同上 (別表三(三)「23」)	23	00
同上に対する税額 (別表三(一)「45」)	9		この申告による還付金額 (20)	24	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10		中間納付額 (14)-(13)	25	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11		欠損金の繰戻しによる還付請求税額	26	
控除税額 ((10)-(11)と(18)のうち小さい金額)	12		計 (24)+(25)+(26)	27	
差引所得に対する法人税額 (10)-(12)	13	00	この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)	28	
中間申告分の法人税額	14	00	この申告により納付すべき法人税額又は軽減請求税額 (65)	29	00
差引確定/中間申告の場合はその法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(12)-(14)に記入)	15	00	欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「9」)	30	
			翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七(一)「5」の合計)	31	

この申告書による法人税額の計算

課税標準 所得の金額に対する法人税額 (4)+(5)+(7)+(10)の合計	32		この申告による還付金額 (41)-(40)	43	
課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)	33		この申告で申告前の所得の金額に対する法人税額 (68)	44	
課税標準 課税留保金額に対する法人税額 (9)	34	000	課税留保金額に対する法人税額 (69)	45	
地方法人税額 (58)	35		課税標準法人税額 (70)	46	000
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	36		この申告により納付すべき地方法人税額 (74)	47	00
所得地方法人税額 (35)+(36)	37		剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額		
外国税額の控除額 (別表六(二)「48」)	38		残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39		決算確定の日		
差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)	40	00	銀行	本店・支店	郵便局名等
中間申告分の地方法人税額	41	00	金庫・組合	出張所	預金
差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額 (税額とし、マイナスの場合は、(40)-(41)に記入)	42	00	農協・漁協	本所・支所	

この申告書による地方法人税額の計算

法 0301-0101

税 理 士 署 名 押 印

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平二十八・一・一以後開始事業年度等分

(3 別表一 (三))

(3 別表一 (三))

(追加)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。



F B 0 8 0 3

Header information form including recipient details (tax office), sender details (business name, address), and filing information (tax type, period).

別表一(三) 特定の医療法人の分.....平成二十八・一・一以後開始事業年度等分

Declaration section for Corporate Tax and Local Corporate Tax, including checkboxes for filing methods and reporting requirements.

この申告書による法人税額の計算

Main calculation table for Corporate Tax, with columns for tax amount and rows for various income and deduction items (1-29).

この申告書による地方法人税額の計算

Main calculation table for Local Corporate Tax, with columns for tax amount and rows for standard and local tax amounts (30-39).

法0301-0103

Tax official signature and stamp area.

(4 別表一の二(一))

(4 別表一の二(一))

(追加)

連

御注意

1 連結親法人のうち期末の資本金の額が、億円以下の法人であつて、次の①から③までのいずれかの法人(以下「法人」といいます)に該当する場合は、この申告書に記載し、かつ、この申告書に記載した法人の代表者(以下「代表者」といいます)が、この申告書に記載した法人の代表者として署名押印をしなければならないものとします。

2 ①資本金の額が5億円以上の法人
②資本金の額が5億円未満の法人
③資本金の額が5億円未満の法人であつて、かつ、この申告書に記載した法人の代表者として署名押印をしなければならないものとします。

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 電話() -

連結親法人名 (フリガナ) 法人番号 (フリガナ) 代表者 代表者住所

連結親法人整理番号 同非区分 特同族会社 同族会社 非同族会社 非同族会社

経理責任者 自署押印 旧納税地及び旧法人名等 添付書類

連結申告 一連番号 連結グループ整理番号 連結事業年度(至) 売上金額 申告年月日 通届日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分

法人税 申告区分

別表一の二(一) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(普通法人(特定の医療法人を除く。)...平二十八・一・一以後開始連結事業年度等分)

申告書 申告書

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

(連納中間申告の平成 年 月 日 場合の計算期間)

この申告書による法人税額の計算

翌年以降送付要否 適用明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

連納所得金額又は連結欠損金額(別表四の二「55」の①)	十億	百万	千	円	所得税の額(別表六の二「13」)	十億	百万	千	円
1					16				
法人税額(54)又は(55)					17				
法人税額の特別控除額(別表六の二「17」)					18				
差引法人税額(2)-(3)					19				
連結親の承認を取り消された場合等における控除された法人税額の特別控除額(別表六の二「18」)					20				
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」)			0	0	21				0
同上に対する税額(21)+(22)+(23)					22				0
課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」)			0	0	23				0
同上に対する税額(21)+(22)+(23)					24				
課税連納留保金額(別表三の二「38」)			0	0	25				
同上に対する税額(別表三の二「46」)					26				
法人税額計(4)+(5)+(7)+(9)				0	27				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(別表六の二「11」)					28				
差引連納所得に対する法人税額(10)-(11)-(12)				0	29				0
連納中間申告分の法人税額				0	30				0
差引確定/連納中間申告の場合は法人税額(13)-(14)の場合は、(25)へ記入				0	31				0

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準の金額に對する法人税額(4)+(5)+(7)+(9)	32				43				
課税標準の金額に對する法人税額(9)	33				44				
課税標準法人税額(32)+(33)	34			0	45				
地方法人税額(58)	35				46				0
課税連納留保金額に係る地方法人税額(59)	36				47				0
所得地方法人税額(35)+(36)	37								
外国税額の控除額(別表六の二「45」)	38								
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	39								
差引地方法人税額(37)-(38)-(39)	40			0					0
中間申告分の地方法人税額	41			0					0
差引確定/中間申告の場合はその地方法人税額(40)-(41)の場合は、(43)へ記入	42			0					0

この申告による還付金額(41)-(40)

この申告で申告する修場正合

還付金を受ける場

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

農協・協同 本所・支所

口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号

※税務署処理欄

法0301-0101-02

税理士 署名押印

(5 別表一の二 (二))

(5 別表一の二 (二))

(追加)

連

御注意 「法人税額の計算」は、次の①から③までの全てに該当する連結親法人にあっては「35」から「38」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「39」から「41」までの各欄に記載することになりますので、御注意ください。

①総収入金額のうち、物品供給事業に係る収入金額の占める割合が50%超
 ②期末における組合員その他の構成員の数が50万人以上
 ③店舗にて行う物品供給事業に係る収入金額が年1,000億円以上

納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	期末現在の 出資金の額 円	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、剰余金内訳明細書、貸借対照表等に添付する書類、等価換算書、資産名簿等に添付する書類等の写し、総経理職長に署名捺印等の明細書	連結申告 一連番号	連結のレール 整理番号	連結事業年度 (至)	売上金額 十億 百万	申告年月日	通関日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等 区分	申告区分	法人税 課税 修正 地方法人税 課税 修正
代表者 自署押印	代表者 住所	平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書	平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書	翌年以降 送付要否	適用額明細書 提出の有無	税理士法第30条 の書面提出有	税理士法第33条 の2の書面提出有						

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六の二「13」)	12	十億 百万 千 円
法人税額 (45)又は(48)	2		外国税額 (別表六の二「12」)	13	
法人税額の特別控除額 (別表六の二「37」)	3		計 (12)+(13)	14	
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除した金額 (10)	15	
連結納税の承認を取り消 された場合等における既 に控除された法人税額の 特別控除額の加算額	5		控除しきれなかった金額 (14)-(15)	16	
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」 +別表三(二)「25」 +別表三(三)「20」)	6	0 0 0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	17	0
同上に対する税額	7		同上 (別表三(二)「28」)	18	0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	同上 (別表三(三)「23」)	19	0 0
仮経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		この申告書の連納所得 金額又は連納欠損金額 (61)	20	
控除税額 (8)-(9)	10		連結欠損金の繰戻し による還付請求税額	21	
差引この申告により 納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (20)+(21)	22	
			この申告書の連納所得 金額又は連納欠損金額 (61)	23	
			この申告により 納付すべき法人 税額又は減少する 還付請求税額 (55)	24	0 0
			連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「3」の計)又は「16」)	25	
			翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「5」の合計)	26	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8)の外書)	27	十億 百万 千 円	この申告による還付金額	32	
所得地方法人税額 (50)	28		この申告前の 課税標準法人税額 (58)	33	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二「45」)	29		この申告により納付 すべき地方法人税額 (61)	34	0 0
仮経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除地方法人税額	30				
差引確定地方法人税額 (28)-(29)-(30)	31	0 0			

法0301-0102-02

税理士 署名押印

改

正

後

改

正

前

(6 別表一の二(三))

(6 別表一の二(三))

(追加)

(連)

納税地 電話() -	連納親法人 整理番号	連納申告 一連番号
(フリガナ) 連納親 法人名	経理責任者 自署押印	連納申告 整理番号
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	連納申告 年度(至)
(フリガナ) 代表者 自署押印	添付書類	売上金額
代表者 住所	貸借対照表、損益計算書、株主(社員) 資本等変動計算書又は損益金配分表、 貸付科目内訳明細書、銀行振替簿に關 する書類、事業概況書、組織再編成に 係る契約書等の写し、組織再編成に係 る取締役等の明細書	申告年月日

平成 年 月 日 連納事業年度分の法人税 申告書
 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 平成 年 月 日 (連納中間申告の平成 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有(有)
 場合の計算期間 平成 年 月 日 税理士法第33条の2の書面提出有(有))

この申告書による法人税額の計算

連納所得金額又は 連納欠損金額 (別表四の二[55]の①)	1	十億 百万 千 円	控除 所得税の額 (別表六の二(一)[13])	14	十億 百万 千 円
法人税額 (45)	2		外国税額 (別表六の二(二)[12])	15	
法人税額の特別控除額 (別表六の二[55]の②) +別表六の二[55]の③ +別表六の二[55]の④ +別表六の二[55]の⑤ +別表六の二[55]の⑥ +別表六の二[55]の⑦ +別表六の二[55]の⑧ +別表六の二[55]の⑨ +別表六の二[55]の⑩ +別表六の二[55]の⑪ +別表六の二[55]の⑫ +別表六の二[55]の⑬ +別表六の二[55]の⑭ +別表六の二[55]の⑮ +別表六の二[55]の⑯ +別表六の二[55]の⑰ +別表六の二[55]の⑱ +別表六の二[55]の⑲ +別表六の二[55]の⑳	3	の 計 控除した金額 (10)	16		
差引法人税額 (2)-(3)	4		控除しきれなかった金額 (16)-(17)	18	
連納納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5		土地譲渡税額 (別表三(二)[27])	19	0
土地譲渡 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)[24]+別表三 (二)[25]+別表三(三)[20])	6	0 0 0	同 (別表三(二)[28])	20	0
同上に対する税額 渡金 (19)+(20)+(21)	7		同 (別表三(三)[29])	21	0 0
法人税額計 (4)+(5)+(7)	8	0 0	この申告書の連納所得 の額又は連納欠損金額 (48)	22	
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	9		連納中間納付額 (12)-(11)	23	
控除 税額 ([(8)-(9)]と(16)のうち少ない金額)	10		連納欠損金の繰戻し による還付請求税額	24	
差引連納所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)	11	0 0	計 (22)+(23)+(24)	25	
連納中間申告分の 法人税額	12	0 0	この申告書の連納所得 の額又は連納欠損金額 (48)	26	
認めこの申告により納付すべき法人税額 (11)-(12) (連納中間申告の場合はその税額 とし、マイナスの場合は、(20)へ記入)	13	0 0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (52)	27	0 0
			連納欠損金等の当期控除額 (別表七の二[3]の計又は[16])	28	
			翌期へ繰り越す連納欠損金 (別表七の二[5]の合計)	29	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (8)+(8の外書)	30	十億 百万 千 円	この申告による還付金額 (35)-(34)	37	外
所得地方法人税額 (47)	31		この申告前の 課税標準法人税額 (55)	38	0 0 0
外国税額の控除額 (別表六の二(二)[45])	32		この申告により納付 すべき地方法人税額 (59)	39	0 0
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	33		還する 金を 受け よう と		
差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)	34	0 0	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所		
中間申告分の地方法人税額	35	0 0	郵便局名等 預金		
差引確定地方法人税額 (34)-(35) (中間申告の場合はその税額とし、 マイナスの場合は(37)へ記入)	36	0 0	口座 番号		
			ゆうちょ銀行の 貯金記号番号		

法0301-0103-02

税理士
署名押印

別表一の二(三) 各連納事業年度の連納所得に係る申告書(特定の医療法人の分...平成二十八・一・一以後開始連納事業年度等分)

(7 別表十九)

(7 別表十九)

(追加)

納税地	平成 年 月 日	所轄	業種	限況	業	告	※ 青色申告	一連番号
電話()	事務署長殿	事業種目	期現在の資本金 額又は出資金の額	円	務	署	整理番号	
法人名		経理責任者 自署押印	旧納税地 及び 旧法人名等		署	理	事業年度 (至)	
法人番号					理	處	売上金額	00000000
代表者 自署押印					欄	年 月 日	申告年月日	
代表者 住所					法人税	年 月 日	申告年月日	

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分...平成十八・一以後開始事業年度等分

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日) の計算期間 平成 年 月 日

適用額明細書
提出の有無 有 無
 税理士法第30条
の書面提出有 有 無
 税理士法第33条
の2の書面提出有 有 無

この申告書による法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)					分割法人等の 引継ぎ前の退職 年金等積立金額				
同 確定給付年金資産 管理運用契約分					(14)の12相当額				
上 確定給付年金基金 資産運用契約分					分割承継法人等へ の引継ぎ後の退職 年金等積立金額				
の 確定拠出年金資産 管理契約分					(16)の12相当額				
内 個人型年金に係る分					課税退職年金 等積立金額 (15)+(17)				
勤労者財産形成 給付契約分					合併法人等の退職 年金等積立金額				
勤労者財産形成 基金給付契約分					(19)の12相当額				
厚生年金 基金契約分					被合併法人等から 引き継いだ退職 年金等積立金額				
適格退職年金契約分					(21)の12相当額				
課税退職年金等積立金額 (1) × 12				000	課税退職年金 等積立金額 (20)+(22)				
法人税額 (10),(18)又は(23)の1%相当額				00	この申告 の退職年金等 積立金額				
中間申告分の法人税額				00	課税退職年金 等積立金額				
差引この申告により 納付すべき法人税額 (11)-(12)				00	分割等により 引継ぎをした 場合の課税退職 年金等積立金額				
					合併等により 引継ぎを受けた 場合の課税退職 年金等積立金額				
					この申告 の法人税額				
					この申告により納 付すべき法人税額 (13)-(28)				00

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円
課税標準法人税額 (11)				000	この申告 の課税標準 法人税額				000
地方法人税額 (30)×4.4%					確定地方法人税額				
中間申告分の地方法人税額				00	この申告により納付 すべき地方法人税額 (33)-(35)				00
差引確定地方法人税額 (31)-(32) (中間申告の場合はその税額)				00					

税理士 署名押印